

# 別紙 1

## 衛生管理業務及び清掃業務

指定管理者は、本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために清掃業務を実施すること。清掃はできる限り利用者の妨げにならないように実施することとし、施設内を細部にわたり清掃することにより、破損箇所及び破損の恐れのある箇所を事前に発見するように努めること。ガラス清掃を含む高所作業等については、労働安全衛生規則やその他の関係法規を遵守し、安全管理の万全を期して所定の業務を行うこと。

なお清掃時には適切な洗浄剤・洗浄用具等を用いるとともに、用水、電力の使用については必要最小限にとどめること。

### 1. 清掃業務等の基準

施設名：西総合スポーツセンター

主な作業箇所	日常清掃の主な内容	定期清掃の主な内容
<b>【体育館棟】</b> 体育室 用具室 トレーニングルーム 事務室 風除室 通路・階段 トイレ（多目的トイレ含む） 更衣室 シャワー室 医務室 湯沸室 研修室 管理員室 ランニングコース わいわいコーナー 休憩室（喫茶室）	○床面清掃 ○カウンター、備品、器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台、鏡の清掃 ○ゴミ処理  ＊体育館の床板清掃については、文部科学省・スポーツ庁通知「体育館の床面のはく離による負傷事故の防止について（29 施企第2号 H29.5.29）」を参考に行うこと。	○床面洗浄 ○床ワックス仕上げ （事務室、更衣室、医務室、研修室、休憩室、通路、階段等） ○ガラス、壁面清掃 ○冷暖房設備清掃 ○マット類クリーニング
<b>【プール棟】</b> ポーチ・風除室 エントランスホール 事務室 湯沸室 職員休憩室 管理員室 浴室 トイレ（多目的トイレ含む） 更衣室 シャワー室 ロッカー室 通路・階段 監視員室 採暖室 プール・プールサイド ホール（2F） 休憩室（2F） 観覧席	○床面清掃 ○カウンター、備品、器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台、鏡の清掃 ○ゴミ処理 ○浮遊物、沈殿物除去	○床面洗浄 ○床ワックス仕上げ （事務室、ホール、休憩室、観覧席、通路、階段等） ○ガラス、壁面清掃 ○冷暖房設備清掃 ○マット類クリーニング

主な作業箇所	日常清掃の主な内容	定期清掃の主な内容
<b>【屋内運動場】</b> コート（人工芝） トイレ 用具室	○掃除機掛け（コート内） ○床面清掃 ○備品，器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台，鏡の清掃 ○ゴミ処理	○床面洗浄 ○ガラス，壁面清掃 ○マット類クリーニング ○すす払い
<b>【屋外施設】</b> トイレ（多目的トイレ含む） トリムコース テニスコート アーチェリー場 プロムナード 駐車場	○床面清掃 ○備品，器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台，鏡の清掃 ○ゴミ処理 ○灰皿処理 ○手摺，ベンチ清掃 ○除草	○側溝清掃

施設名：黒埼地区総合体育館

主な作業箇所	日常清掃の主な内容	定期清掃の主な内容
<b>【体育館棟】</b> 体育室 用具室 トレーニング室 事務室 通路・階段 トイレ（多目的トイレ含む） ロッカー室 シャワー室 水飲み場 保健室兼集会室 玄関 会議室 卓球室 放送室 ランニングコース	○床面清掃 ○カウンター，備品，器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台，鏡の清掃 ○ゴミ処理  ＊体育館の床板清掃については、 文部科学省・スポーツ庁通知「体 育館の床面のはく離による負傷 事故の防止について（29 施企 第2号 H29.5.29）」を参考に行う こと。	○床面洗浄 ○床ワックス仕上げ （事務室，ランニングコース，通 路，階段等） ○ガラス，壁面清掃 ○冷暖房設備清掃 ○マット類クリーニング
<b>【武道館棟】</b> 玄関 剣道場 柔道場 相撲場 用具室 トイレ シャワー室 更衣室 水飲み場 通路	○床面清掃 ○備品，器具等の清掃 ○衛生陶器類の清掃 ○洗面台，鏡の清掃 ○ゴミ処理	○床面洗浄 ○ガラス，壁面清掃 ○冷暖房設備清掃 ○マット類クリーニング

主な作業箇所	日常清掃の主な内容	定期清掃の主な内容
【屋外】 ポーチ 駐車場	○床面清掃 ○ゴミ拾い ○灰皿処理	○側溝清掃

施設名：山田高架下ゲートボール場・流通公園庭球場・善久河川敷公園庭球場・寺地河川敷公園庭球場

主な作業箇所	日常清掃の主な内容	定期清掃の主な内容
【屋外】 コート (駐車場)	○除草 ○ゴミ拾い ○灰皿処理 ○ベンチ清掃 ○除草	